

# 日本におけるのれん償却に関する実証研究 — 価値関連性および IFRS 任意適用企業との比較 —

井 上 達 男

## 要 旨

日本基準における償却・減損アプローチと、国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) における減損のみアプローチが比較され、のれん償却の是非が議論されている。本稿では、2011年以降における日本企業とのれんとのれん償却費の価値関連性に関する実証検証を行い、のれんは資産として評価されているが、のれん償却費は、一律に費用として認識されているのではなく、投資者が企業ののれんや当期純利益の相対的な大きさによって費用あるいは資産として判断している可能性を示している。のれん償却を継続しているわが国におけるのれん償却に関する実証研究は、国際的にも貴重な研究成果を提供すると思われる。

キーワード：のれん (Goodwill)、のれん償却 (Goodwill Amortization)、  
負ののれん発生益 (Gain on Bargain Purchase)、価値関連性  
(Value Relevance)、IFRS 適用 (IFRS Adoption)

## I はじめに

のれんの会計処理については、世界的に当初はのれん償却が原則であったが、2000年代初めに国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) ではのれん償却が廃止された。それ以降、日本基準におけるのれん償却を継続するアプローチ (償却・減損アプローチ) と、IASB や FASB における償却を行わず、減損のみを求めるアプローチ (減損のみアプローチ) が比較され、のれん償却の是非が議論されている。日本および欧州

を含め多くの利害関係者からは、依然としてのれん償却を求める声があり、最近ではIASBにおいてものれんの会計処理について再検討が行われている。しかし、国際的な会計基準でのれん償却が行われていないことや、会計における実証研究者の関心が価値関連性から経営者の利益操作などへと移行したことから、のれん償却に関する価値関連性の実証研究は2009年以降ほとんど行われていない。また、わが国においても2008年に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下、企業結合会計基準）に関連する改正が行われ、その適用年度である2011年以前と以後ではのれんの算定方法や範囲が異なっている。本稿では、2011年以降における日本企業ののれんとのれん償却費の価値関連性に関して実証検証を行うとともに、日本におけるIFRS任意適用企業が減損のみアプローチを採用していることによる会計情報の有用性についても検証する。のれん償却を継続しているわが国におけるのれん償却に関する実証研究は、国際的にも貴重な研究成果を提供すると思われる。

## II 会計基準の動向とその後の議論

### 1. 企業結合および無形資産に関する会計基準の動向

1970年8月に公表された米国の会計原則審議会（APB）意見書第16号「企業結合」および第17号「無形資産」では、企業結合に関する会計処理について、一定の条件の下で持分プーリング法とパーチェス法の適用が認められ、パーチェス法を適用した場合に発生するのれんは資産計上し、40年以内に規則償却することとされていた。しかし、2001年6月に公表された米国財務会計基準審議会（FASB）の財務会計基準書（SFAS）第141号「企業結合」では、持分プーリング法の適用が廃止され、企業結合に関する会計処理はすべてパーチェス法を適用することとなった。さらに、SFAS第142号「のれんおよびその他の無形資産」では、のれんと耐用年数が不確定な無形資産は償却せず、減損のみを適用することになった。

国際会計基準においても、当初1983年に当時の国際会計基準委員会（IASC）が公表した国際会計基準（IAS）第22号では、一定の条件の下で持

分プーリング法の適用を認め、また、パーチェス法を適用した場合に発生するのれんについては規則償却または持分修正することとしていた。しかし、2004年3月にIASBが公表した国際財務会計基準(IFRS)第3号「企業結合」では、FASBと規定をあわせる形で、持分プーリング法の適用を廃止するとともに、のれんの償却は廃止され、減損のみが適用される形になった。

わが国の企業結合会計基準でも、これらの国際的な動向にあわせる改正が行われた。2003年10月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」では、一定の条件の下で持分プーリング法の適用を認め、パーチェス法を適用した場合に発生するのれんについては、原則としてその計上後20年以内に定額法その他の合理的な方法により償却し、のれんの価値が損なわれた場合には減損を行うこととされていた。その後、企業会計基準委員会に引き継がれた企業結合会計基準2008年改正において、持分プーリング法の適用は廃止されたが、のれんの償却は継続されることになった。2013年改正および2019年改正を経ても、わが国では、のれん償却は継続されている。米国基準および国際会計基準では、のれんは償却せず、減損のみが適用される。これに対して、わが国では、のれんを償却した上で、減損が適用される。のれんに対して償却を行うか否かは、のれんが計上されている企業の財務諸表における資産および当期純利益の金額に大きな影響をもたらすので、日本基準と国際的な会計基準との重要な相違であると認識されており、検討すべき重要な会計課題であると考えられる。

また、わが国の企業結合会計基準では国際的な動向にあわせ、2008年改正で、取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)における取得原価の会計処理と負ののれんの会計処理についても変更された。段階取得における被取得企業の取得原価の算定にあたって、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべてを企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定するとされ、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理することとされ、のれん金額の算定における取得原価の算定が変更された。また、負の

のれんについても、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、なお取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を下回り、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益（負ののれん発生益）として処理することとされた。さらに、2008年に公表された「連結財務諸表に関する会計基準」では、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去にあたり、差額が生じる場合には、当該差額はのれん（または負ののれん）とされ、それまで連結調整勘定とされていたものがのれんとされた。こののれん（または負ののれん）は、企業結合会計基準に従って会計処理される。この2008年改正は、2010年4月1日以後実施される企業結合から適用され、適用前に実施された企業結合に係る従前の取扱いは、2010年改正会計基準の適用後においても継続されており、会計処理の見直しおよび遡及的な処理は行わないとされている。

## 2. わが国とIASBにおける結論の背景およびその後の議論

### (1) わが国とIASBにおける結論の背景

次に、わが国とIASBにおいて償却・減損アプローチと減損のみアプローチを採用された理由を、それぞれの会計基準における結論の背景に基づいて見てみよう。

わが国の2003年会計基準において、のれん償却を継続したのは、次に述べるように「規則的な償却を行う」方法（償却・減損アプローチ）に一定の合理性があると判断されたからである。

「規則的な償却を行う」方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる。また、のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。さらに、企業結合により生じ

たのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる。のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという点に関しては、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的であると考えられる。また、のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め「規則的な償却を行う」方法には一定の合理性があると考えられる。<sup>1)</sup>

一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法は、のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。また、超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるという問題点がある。実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。<sup>2)</sup>

また、「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととし

1) 企業会計審議会（2003）、三三(4)。企業会計基準委員会（2019）、105項。

2) 企業会計審議会（2003）、三三(4)。企業会計基準委員会（2019）、106項。

た<sup>3)</sup>。

これに対して、IASBは、2004年に公表したIFRS第3号においてのれん償却を廃止し、減損処理のみを適用する理由を次の(a)～(c)として示唆している。

- (a) のれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンを予測することは、一般的には可能でない。その結果、いずれの所与の期間の償却額も、せいぜいその期間ののれんの費消の恣意的な見積りとして表されているに過ぎない可能性がある。
- (b) 恣意的な期間にわたるのれんの定額法償却は、有用な情報を提供できない。
- (c) 当審議会は厳格で運用可能な減損テストを考案した。したがって、のれんを償却せず、その代わりに減損テストを少なくとも毎年行うことによって、より有用な情報が投資者に提供されるであろう。

## (2) IFRS 第3号をめぐるその後の議論

しかしその後、IASBは、減損テストが複雑で多くの時間と費用や重要な判断を伴うと多くの利害関係者が考えていることを受けて、2013年7月から適用後レビュー（以下、PIR）を開始し、減損のみアプローチの改善およびのれん償却について再検討する可能性を示した<sup>4)</sup>。

また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、イタリアの会計基準設定主体（OIC）と企業会計基準委員会（ASBJ）は、2014年7月22日にディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか のれんの会計処理及び開示」を公表した。取得によってもたらされる便益の実際の消費パターン

3) 企業会計審議会（2003）、三3(4)。企業会計基準委員会（2019）、108項。

4) IASB（2015）。本適用後レビューの内容については石川（2016）において紹介されている。

は、予測が困難であり、一定期間にわたり消費されるものではないことを認識したうえで、定額法による規則的な償却は、全体として忠実な実現とコストの間での適切なバランスが達成されると述べ、のれん償却の再導入を強く提言した<sup>5)</sup>。

IASB は、IFRS 第 3 号について認識された問題について、2020年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」(以下、DP)<sup>6)</sup>を公表し、多くの利害関係者がのれん償却の再導入を提案していると述べるとともに、DP の第 3 章「のれんの償却を再導入すべきかどうか」において次のように検討している。

のれんについて減損のみのアプローチを導入するという IASB の 2004 年の決定は、このアプローチの方が償却・減損アプローチよりも投資者に有用な情報を提供することになり、減損テストが厳格で運用可能なものになるという結論に基づいていた。しかし、一部の利害関係者は、(a) 減損損失が適時に認識されていないこと、(b) 減損テストが提供する情報は限定的であり、確認的でないことが多く、情報が提供されるのが遅すぎて予測価値がないこと、(c) 減損テストは IASB が当初に期待していたほど厳格ではない可能性があること、を理由として 2004 年当時の IASB の決定に疑問を投げかけていると述べている<sup>7)</sup>。

さらに、変更する十分な理由があるかどうかについては、さまざまな意見があり、IASB における個々のメンバーにより、異なる主張に対して異なるウェイトを置いている。IASB メンバーが見解に至るに当たって考慮した主な主張は次のようなものであった。

#### 償却の再導入を支持する主張

- (i) のれんに係る減損損失を適時に認識する上での有効性を著しく高める

5) EFRAG, ASBJ, OIC (2014), par. 86. 企業会計基準委員会、EFRAG、OIC (2014)。本ディスカッション・ペーパーの内容については石川 (2016) においても紹介されている。

6) IASB (2020). IFRS 財団訳 (2020)。

7) IASB (2020), par. 3.58. IFRS 財団訳 (2020)、3.58項。

減損テストを設計することは、実行可能でないと判明している。減損テストはのれんに係る減損損失を適時に認識するのに十分なほど頑健ではないという IFRS 第3号の PIR のフィードバックに対応するために、償却を再導入すべきである。

(ii) 世界中ののれんの帳簿価額が増加してきている。一部の IASB メンバーはこれを、償却がないと経営者は取得の意思決定についての説明責任を適切に求められないこと、及び財務報告の誠実性と名声を維持するために償却が必要とされることの証拠と見ている。

(iii) のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であり、償却の再導入はのれんが費消されていることを描写するための唯一の方法である。

#### 減損のみのアプローチの維持を支持する主張

(i) 減損テストはのれんを直接テストするものではないが、減損損失の認識は、たとえ遅れるとしても、当該損失が発生しているという投資者の以前の評価を確認する重要な確認的情報を提供し、経営者に説明責任を求めるのに役立つ。のれんの耐用年数は見積ることができないので、どのような償却費も恣意的となる。したがって、投資者は償却費を無視することになり、償却は経営者に取得の意思決定について説明責任を求めるためには使用できない。

(ii) IASB は、単に減損テストが厳格に適用されていないという懸念のため又はのれんの帳簿価額を減額するだけのために償却を再導入すべきではない。一部の IASB メンバーの意見では、のれんは多くの理由で増加している可能性がある。例えば、変化する経済の性質や未認識の無形資産によって生み出されている価値が増大していることなどの理由である。

(iii) IASB は、のれんの償却が投資者に提供される情報を著しく改善するか、あるいは、特に取得後の最初の数年間において、減損テストの実施のコストを著しく低減させるという説得力のある証拠を有していない。

DP では結局、僅差の多数決（14名の審議会メンバーのうち8名）で、IASB は減損のみのアプローチを維持すべきであるという予備的見解に至った。



IASB は、のれんについての両方のアプローチに限界があることを認めている。のれんを直接にテストできる減損テストは識別されていない。一方で、償却については、のれんの耐用年数とのれんの減少するパターンを見積ることが困難である。IASB は、減損のみのアプローチを維持すべきであるという予備的見解に至ったが、これは僅差の多数決によるものであったので、IASB はこのトピックについての利害関係者の意見を特に望んでいるとされている<sup>8)9)</sup>。

IASB は DP において、のれん償却によって投資者に提供される会計情報が改善するのか否かに注目しているが、これは実証的に検証されるべき課題であろう。以下、本稿では、国際的に大きな問題となっているのれん償却の是非に対して、日本企業における価値関連性の観点から実証的な考察を行いたい。

### III 先行研究および仮説設定

#### 1. 先行研究および仮説設定

##### (1) のれんの資産性

取得された企業結合にあたって、取得原価としての支払対価総額と、被取得企業から受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額との間の差額がのれん（または負ののれん）である（企業結合会計基準98項）。のれんは、支払対価の適正性、受け入れた資産および引き受けた負債の時価算定、取得後の価値評価など、その評価にあたって他の資産よりも不明確な要素が多い。実際に計上されているのれんは財務諸表利用者にとって有用な情報なのか、すなわち、資産計上されたのれん情報が投資者によって適正に資産と

8) IASB (2020), pras. 3.89-3.91. IFRS 財団 (2020), 3.89-3.91項。

9) 企業会計基準委員会は、2020年12月18日に「ディスカッション・ペーパー (DP/2020/1) 「企業結合—開示、のれん及び減損」に対するコメント」を公表し、「現行の IAS 第36号「資産の減損」の減損のみアプローチの下で、減損損失の認識が遅すぎる (“too late”) ことが課題であるとされている。我々はまた、減損損失の認識が十分ではない (“too little”) ことも課題であると考えている」として、充分性と適時性を合わせ、「“too little, too late” の課題」を問題視している。

して評価され、株価に反映されているかどうか（価値関連性）は実証研究によって検証されてきた。

米国では、Jennings et al. (1996) が1982-1988年、McCarthy and Schneider (1995) が1988-1992年を調査期間として米国企業について実証研究を行い、のれんは株価に対して正で有意であり、投資者がのれんを資産として認識していることを示した。また、Barth and Clinch (1996) は、1985-1991年における米国上場の英国、オーストラリア、カナダ企業の現地基準と米国基準との相違について検証し、資産計上されたのれんは資産として市場で評価されているが、その推定値は他の資産よりも有意に低いことから、当時の米国における40年以内の償却期間が遅すぎると指摘している<sup>10)</sup>。

米国以外でも、Dahmash et al. (2009) は、1994-2003年のオーストラリア企業について、オーストラリア基準ののれんに価値関連性があることを明らかにしている。

わが国でも、永田 (2002) と西海 (2002) は株価に対して借方の連結調整勘定は正で有意であり、市場において資産として認識されていることを明らかにしている。また、西海 (2002) は、貸方の連結調整勘定の有用性に疑問を示している。山地 (2008) は、のれんは株価に対して正で有意であり、市場において資産として認識されていることを明らかにしている。

2009年以降は、のれんの会計処理に関する経営者の機会主義的行動やそのインセンティブなどに研究者の関心が集まり、のれんの価値関連性に関する実証研究はほとんど行われていない<sup>11)</sup>。しかし、2008年改正によって、のれんの範囲や金額の算定および負ののれんの会計処理が変更されており、2008年改正以降ののれんの価値関連性について確認は必要であろう。本稿では、次の仮説 1 に基づいて、2011年以降における日本企業についてののれんの価値関連性を確認する。

10) Boennen and Glaum (2014), p. 20.

11) 宮宇地 (2019) は、2000-2019年におけるのれんの会計処理に関する実証研究の研究動向を棚卸しし、2000-2009年までの初期の研究ではのれんに関する会計情報の価値関連性やイベント・スタディといった資本市場研究を多く確認している。

仮説1 日本基準に基づいて資産計上されているのれんは、純資産（のれん控除後）に対して追加的な価値関連性がある。

## (2) のれん償却費、償却費控除前利益および償却費控除後利益

のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法（償却・減損アプローチ）と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法（減損のみアプローチ）が考えられる。

米国でも、2001年に SFAS 第142号が公表される以前は、のれんが規則償却されていた。Jennings et al. (1996) は、1982-1988年の米国企業について、のれん償却費が負で有意であり、費用として認識されている可能性を示した。また、Jennings et al. (2001) は、のれん償却前1株当たり継続事業利益の方がのれん償却後1株当たり継続事業利益よりも価値関連性が高いことを明らかにした。これに対して、Morehrle et al. (2001) は、1988-1998年の米国企業について、のれん償却前経常利益と経常利益（earnings before extraordinary items）に有意な差はないことを明らかにしている。

わが国でも、永田（2002）は、1997-1999年の日本企業について、借方の連結調整勘定償却費は費用と見なされておらず、償却前利益の方が価値関連性が高いことを明らかにした。西海（2003）は、1997-1998年の日本企業について、借方の連結調整勘定償却前の利益と当期純利益に有意な差はないが、償却費は費用として見なされていることを示した。山地（2008）は、2002-2005年の日本企業について、のれん償却費控除前の利益よりも当期純利益（のれん償却費控除後利益）の方が価値関連性が高いことを明らかにしたが、のれん償却費は正で有意であった。

このように、借方の連結調整勘定およびのれんの償却前後の利益および償却額の価値関連性に関する実証結果はさまざまであり、実証研究における明確な結論は示されていない。のれん償却についても、2009年以降は価値関連性の研究はほとんどない。特に海外では、米国基準や国際会計基準を採用し

ている国や企業が多いので、のれん償却は適用されておらず、海外におけるのれん償却費の価値関連性の実証研究はない。しかし、わが国では、のれん償却が継続されており、のれんの規則償却について実証研究できる貴重な環境となっている。本稿ではまず、次の仮説2、3、4に基づいて、2008年改正基準が適用された2011年以降における日本基準適用企業について、のれん償却費控除前後の利益、のれん償却費および負ののれん発生益の価値関連性を検証する。

**仮説2** 日本基準適用企業において、のれん償却費控除前利益よりも当期純利益（のれん償却費控除後利益）の方が価値関連性が高い。

**仮説3** 日本基準に基づいて費用計上されているのれん償却費は、費用として認識されており、純資産および当期純利益に対して追加的な価値関連性がある。

**仮説4** 日本基準に基づいて利益計上されている負ののれん発生益は、収益として認識されており、純資産および当期純利益に対して追加的な価値関連性がある。

仮説1と仮説2を検証するため、次のモデル1の(1)式と(2)式、モデル2の(3)式と(4)式を推定する。のれん（GW）が株価に対して正で有意であれば、のれんの価値関連性が確認される。また、山地（2008）におけるのれん償却費控除前利益（NIA）とのれん償却費控除後利益（NI）の価値関連性の結果と比較するため、モデル1の(1)式と(2)式、モデル2の(3)式と(4)式のそれぞれの調整済  $R^2$  を比較し、どちらの方が価値関連性が高いかを確認する。

$$\text{モデル1} \quad P_{it} = b_0 + b_1 BV_{it} + b_2 GW_{it} + b_3 NI_{it} + e_{it} \quad (1)$$

$$P_{it} = b_0 + b_1 BV_{it} + b_2 GW_{it} + b_3 NIA_{it} + e_{it} \quad (2)$$

$$\text{モデル 2} \quad P_{it} = b_0 + b_1 NI_{it} + e_{it} \quad (3)$$

$$P_{it} = b_0 + b_1 NIA_{it} + e_{it} \quad (4)$$

ここで、 $P_{it}$  = i 企業の t 期末時価総額 / i 企業の t-1 期末総資産

$BV_{it}$  = i 企業の t 期末(純資産簿価-のれん) / i 企業の t-1 期末総資産

$GW_{it}$  = i 企業の t 期末のれん / i 企業の t-1 期末総資産

$NI_{it}$  = i 企業の t 期当期純利益 / i 企業の t-1 期末総資産

$NIA_{it}$  = i 企業の t 期(当期純利益+のれん償却費) / i 企業の t-1 期末総資産

仮説 3 および仮説 4 を検証するため、次のモデル 3 の(5)式を推定する。(5)式ののれん償却費 (GWA) の推定値が負で有意であれば、のれん償却費は費用として認識されていることを示す。また、負ののれん発生益 (NGWP) が正で有意であれば、負ののれん発生益が収益として認識されていることを示す。

$$\text{モデル 3} \quad P_{it} = b_0 + b_1 BV_{it} + b_2 GW_{it} + b_3 NIA_{it} + b_4 GWA_{it} + b_5 NGWP_{it} + e_{it} \quad (5)$$

ここで、 $NGWP_{it}$  = i 企業の t 期負ののれん発生益 / i 企業の t-1 期末総資産

(3) のれん、のれん償却費、償却前利益、償却後利益の相対的大きさの影響  
さらに、日本基準に基づくのれんおよびのれん償却費の価値関連性は、各企業におけるのれん、のれん償却費、のれん償却費控除前利益、当期純利益(のれん償却費控除後利益)の相対的な大きさによって異なる可能性がある。すなわち、のれんを相対的に多く計上している企業ののれん償却費は、そうでない企業よりも、費用としてより高いウェイトで認識されている可能性がある。また、のれん償却費を相対的に多く計上している企業ののれんは、そ

うでない企業ののれんよりも、資産としてより高いウェイトで認識されている可能性がある。これらの影響を考察するため、次の仮説5を設定する。

**仮説5** 日本基準適用企業において、のれんおよびのれん償却費の価値関連性は、のれん、のれん償却費、のれん償却費控除前利益、当期純利益（のれん償却費控除後利益）の相対的な大きさによって影響を受ける。

仮説5を検証するために、次のモデル4の(6)式を推定する。のれん、のれん償却費、のれん償却費控除前利益、当期純利益（のれん償却費控除後利益）の変数の大きさによる影響を検証するために、これらの変数の大きさが上位4分位であれば1、それ以外は0のダミー変数をそれぞれ作成し、のれんと のれん償却費とのそれぞれの交差項を推定する。のれんと のれん償却費との交差項が正で有意であれば、その変数が相対的に大きい場合にのれんが市場において高くウェイトづけられていることを示す。逆に、のれんと のれん償却費との交差項が、負で有意であれば、その変数が相対的に大きい場合に、のれんが市場において低くウェイト付けされていることを示す。また、のれん償却費との交差項が、負で有意であれば、その変数が相対的に大きい場合に、のれん償却費が費用として認識されていることを示す。逆に、のれん償却費との交差項が正で有意であれば、その変数が相対的に大きい場合に、のれん償却費は費用でなく、資産（未費消原価）として認識されていることを示すと考えられる。

$$\begin{aligned}
 \text{モデル4} \quad P_{it} = & b_0 + b_1 BV_{it} + b_2 GW_{it} + b_3 NIA_{it} + b_4 GWA_{it} \\
 & + b_5 NIBHIGH_{it} + b_5 NIBHIGH_{it} * GW_{it} + b_5 NIBHIGH_{it} * GWA_{it} \\
 & + b_5 GWHIGH_{it} + b_5 GWHIGH_{it} * GW_{it} + b_5 GWHIGH_{it} * GWA_{it} \\
 & + b_5 GWAHIGH_{it} + b_5 GWAHIGH_{it} * GW_{it} + b_5 GWAHIGH_{it} * GWA_{it} \\
 & + b_5 NIHIGH_{it} + b_5 NIHIGH_{it} * GW_{it} + b_5 NIHIGH_{it} * GWA_{it} + e_{it}
 \end{aligned}
 \tag{6}$$

ここで、NIBHIGH=のれん償却前利益（NIB）の上位4分位のダミー変数

(NIB が上位 4 分位超であれば 1、それ以外は 0)

$NIBHIGH * GW = NIBHIGH$  とのれん (GW) との交差項

$NIBHIGH * GWA = NIBHIGH$  とのれん償却費 (GWA) との交差項

$GWHIGH =$  のれん (GW) の上位 4 分位のダミー変数 (GW が上位 4 分位超であれば 1、それ以外は 0)

$GWHIGH * GW = GWHIGH$  とのれん (GW) との交差項

$GWHIGH * GWA = GWHIGH$  とのれん償却費 (GWA) との交差項

$GWAHIGH =$  のれん償却費 (GWA) の上位 4 分位のダミー変数 (GWA が上位 4 分位超であれば 1、それ以外は 0)

$GWAHIGH * GW = GWAHIGH$  とのれん (GW) との交差項

$GWAHIGH * GWA = GWAHIGH$  とのれん償却費 (GWA) との交差項

$NIHIGH =$  当期純利益 (NI) の上位 4 分位のダミー変数 (NI が上位 4 分位超であれば 1、それ以外は 0)

$NIHIGH * GW = NIHIGH$  とのれん (GW) との交差項

$NIHIGH * GWA = NIHIGH$  とのれん償却費 (GWA) との交差項

#### (4) 日本基準と国際会計基準の比較

わが国においては、2010年3月期の決算より、日本でも上場企業の連結財務諸表におけるIFRSの任意適用が認められた。日本政府は、IFRS任意適用以前から会計基準の国際的な調和と日本基準の高品質化に向けた努力を継続してきた一方で、2013年以降、様々な施策によりIFRSの任意適用の拡大促進に努めてきた。金融庁の資料によると、2021年10月29日時点でIFRS適用済会社数は256社（適用予定会社12社、非上場企業8社を含む）であり、上場企業（IFRS任意適用・適用予定企業）の時価総額は約343.6兆円で、全上場企業の時価総額に占める割合は44.6%にのぼる<sup>12)</sup>。

12) 金融庁事務局資料（2021）。

国際会計基準の導入による会計情報の価値関連性への影響については、2005年にIFRSを強制適用したEU企業においても検証が行われている。IFRS適用時におけるのれんおよびのれん償却費の価値関連性への影響について、次のような先行研究結果が示されている。

Aharony et al. (2010) は、EU企業について、2005年IFRS強制適用初年度に前年度と比べて、14カ国すべてでのれんの価値関連性が増加し、13カ国は有意であったことを明らかにした。Oliveria et al. (2010) は、1998-2008年のポルトガル企業について、2005年のIFRS強制適用前後でのれんはいずれも価値関連性があるが、適用後の方が推定値も大きく有意であることを明らかにした。Horton and Serafeim (2010) は、英国における2005年IFRS強制適用時におけるIFRSへの調整項目の価値関連性を分析し、のれん償却費を戻す利益調整項目が正で有意あり、価値関連性があることを明らかにした。

また、Ahmed and Guler (2007) は、1999-2004年の米国企業について、SFAS第142号適用によるのれんの資産評価への影響を検証し、SFAS第142号適用ダミー変数とのれんの交差項は正で有意であり、投資者がSFAS 142適用後ののれんにより高いウェイト付けをしていることを明らかにした。

これらの結果から、EUにおけるIFRS強制適用および米国におけるSFAS第142号適用における減損のみアプローチ導入時に関する先行研究では、減損のみアプローチを用いた方がのれんの価値関連性は増加することが示されている。本稿では、日本企業について、次の仮説6に基づいて、減損のみアプローチを採用する国際会計基準適用企業と償却・減損アプローチを採用する日本基準適用企業を比較することで、2011年以降における日本企業におけるのれんの価値関連性を確認する。

**仮説6** 国際会計基準適用企業におけるのれんは、日本基準に基づくのれんよりも価値関連性が高い。

仮説6を検証するため、次のモデル5の(7)式を推定する。変数IFRSは



IFRS 適用ダミー変数 (IFRS 適用企業=1) であり、交差項である IFRS \* GW によって IFRS 適用によるのれんの価値関連性に関する影響を確認する。

$$\text{モデル 5} \quad P_{it} = b_0 + b_1 BV_{it} + b_2 GW_{it} + b_3 NI_{it} \\ + b_4 IFRS_{it} + b_5 IFRS * GW_{it} + b_6 IFRS * NI_{it} + e_{it} \quad (7)$$

ここで、IFRS=IFRS 適用ダミー変数 (IFRS 適用企業=1、日本基準適用企業=0)

IFRS \* GW=IFRS とのれん (GW) との交差項

IFRS \* GWA=IFRS とのれん償却費 (GWA) との交差項

## IV データおよび実証結果

### 1. データおよびサンプル

本稿において分析に用いる財務データおよび株価は、「日経 NEEDS-Financial QUEST 2.0」に収録されている東証1部上場3月決算企業 (金融・証券・保険業を除く) の2010-2019年の連結会計数値を用いている。時価総額は、決算日から3ヵ月後の株価を用いて計算している。時価総額および財務データは前年度末総資産でデフレートしている。のれん期末残高、純資産期末残高、当期純利益、または計算したのれん償却額がゼロまたは負の企業は削除した。のれん期末残高 (B01079) があるにもかかわらず、日経 NEEDS の【販管費】のれん償却額 [累計] (K01078) に金額の記載がない企業が多かった。これらの企業について、実際に有価証券報告書を確認しても、損益計算書や販売費及び一般管理費の注記にはのれん償却の記載はなかったが、セグメント情報にはのれん償却額の記載がある場合も多かった。このため、キャッシュ・フロー計算書の非資金損益である「のれん・負ののれん償却額」(F01034) に「負ののれん償却額」(D01041) を加算した数値をのれん償却費として用いた。この計算数値を用いることで、のれん償却費データを持つ企業が増加した。この計算数値は、【販管費】のれん償却額 [累計] (K01078) が記載されている場合には、ほぼ一致することを確認した。それでも、のれん残高があるにもかかわらず、多くの企業がサンプルから削除され

ることになった。前年度末の総資産が必要となるので、分析では2011-2019年度について分析を行った。既に述べたように、2008年改正企業結合会計基準は2010年4月1日以後実施される企業結合から適用される。また、IFRS任意適用も2010年3月期の決算より認められた。本稿の分析期間はこれらの会計制度の変更後に対応した期間となっている。

## 2. 実証結果

第1表 のれんおよびのれん償却前当期純利益と当期純利益の比較

		BV	GW	NI	NIA	切片	調整済 R <sup>2</sup>	サンプル数
モデル1	(1)式	0.1404 (2.91)**	1.8718 (6.06)**	20.4219 (52.36)**		-0.2041 (-6.93)**	0.5621	3,359
	(2)式	0.1247 (2.59)**	0.7733 (2.47)**		20.2615 (53.09)**	-0.2325 (-7.92)**	0.5676	3,359
モデル2	(3)式			21.4575 (65.01)**		-0.1251 (-5.46)**	0.5572	3,359
	(4)式				20.9465 (66.25)**	-0.17947 (-7.75)**	0.5665	3,359

変数の下の数値は推定値、( ) 内はt値を示す。\*\*は両側1%有意、\*は両側5%有意を示す。

第1表は、仮説1と仮説2を検証するため、モデル1の(1)式と(2)式、モデル2の(3)式と(4)式の推定結果を示している。第1表では、のれん(GW)は正で有意であり、のれんの範囲や金額の算定が変更された2011年以降ものれんは資産として市場から評価されており、仮説1を支持する結果が得られた。

(4)式ののれん償却費控除前利益(NIA)と(3)式の日本基準における当期純利益(NI、のれん償却費控除後利益)はいずれも正で有意であるが、回帰式の調整済R<sup>2</sup>は(4)式ののれん償却費控除前利益(NIA)の方がわずかに高い。一見すると、(3)式の当期純利益(NI)の係数推定値の方が大きいように見えるが、標準化した推定値では、(4)式ののれん償却費控除前利益(NIA)は0.7528、(3)式の当期純利益は0.7466であり、のれん償却費控除前利益(NIA)の推定値の方がわずかに高くなっている。また、(1)式と(2)式の調整済R<sup>2</sup>はほぼ同じであり、純資産とのれんを含めた会計情報の有用性はほとんど差が

ないように思われる。残念ながら、日本基準に基づくのれん償却費控除後利益（当期純利益）の方がのれん償却費控除前利益よりも価値関連性が高いという仮説2を支持する結果は得られず、日本基準の当期純利益（のれん償却費控除後利益）の方が価値関連性が高いという山地（2008）とは異なる結果となった。山地（2008）の実証期間は2008年改正以前の2002-2005年であり、サンプル対象も東京証券取引所（一部・二部）、マザーズ、ヘラクレス、ジャスダックである点が、本稿と異なっている。実証結果の違いには、これらの影響があるのかもしれない。

第2表 のれん償却費および、負ののれん発生益の価値関連性

	BV	GW	NIA	GWA	NGWP	切片	調整済 R <sup>2</sup>	サンプル数
モデル3	0.1260 (2.63)**	0.3738 (1.00)	20.2395 (52.02)**	6.9424 (1.70)	-8.4024 (-1.55)	-0.2358 (-7.94)**	0.5713	3,359

変数の下の数値は推定値、( ) 内はt値を示す。\*\*は両側1%で有意、\*は両側5%で有意を示す。

第2表は、仮説3および仮説4を検証するため、モデル3の推定結果を示している。のれん償却費（GWA）は正であり、有意ではないので、市場においてのれん償却費は費用として認識されているという仮説3は支持されなかった。また、負ののれん発生益（NGWP）は負であり、有意ではないので、市場において負ののれん発生益は収益とは認識されているという仮説4は支持されなかった。

第3表は、仮説5を検証するため、モデル4に基づいたダミー変数とのれん（またはのれん償却費）との交差項の推定結果を示している。各ダミー変数は各変数の上位4分位であれば1、それ以外は0として作成した。結果を見ると、次の4つの交差項が有意となっている<sup>13)</sup>。GWAHIGH\*GWが正で有意であり、のれん償却費が相対的に大きい企業（GWAHIGH）ののれん（GW）は他の企業よりも市場において資産としてより高くウェイト付けさ

13) モデル4に基づいて各変数の下位4分位をダミー変数とした分析も行ったが、有意となった交差項はなかった。

第3表 のれん償却前利益、のれん償却費、のれん、当期純利益の上位4分位の  
価値関連性

	BV	GW	NIA	GWA	NIBHIGH	NIBHIGH * GW	NIBHIGH * GWA
モデル4	0.1189 (2.49)*	2.1065 (0.74)	21.1239 (43.46)**	-6.6669 (-0.38)	-0.0843 (-0.54)	-1.0445 (-0.64)	-1.1376 (-0.06)
	GWAHIGH	GWAHIGH * GW	GWAHIGH * GWA	GWHIGH	GWHIGH * GW	GWHIGH * GWA	
	-0.1605 (-1.35)	6.6376 (7.25)**	9.2600 (0.41)	0.5842 (5.66)**	-6.1389 (-2.10)*	-64.0161 (-4.52)**	
	NIHIGH	NIHIGH * GW	NIHIGH * GWA	切片	調整済 R <sup>2</sup>	サンプル数	
	-0.2884 (-1.92)	-0.1433 (-0.09)	58.7628 (3.26)**	-0.2354 (-6.06)**	0.5807	3,359	

変数の下の数値は推定値、( )内はt値を示す。\*\*は両側1%有意、\*は両側5%有意を示す。

れている可能性がある。次に、GWHIGH \* GW が負で有意であり、のれんが相対的に大きい企業 (GWHIGH) はのれん (GW) が負の価値関連性を示している。GWHIGH \* GWA が負で有意であり、のれんが相対的に大きい企業 (GWHIGH) はのれん償却費 (GWA) が負の価値関連性を示している。このことから、のれんが相対的に大きい企業 (GWHIGH) ののれん (GW) は市場において資産としてのより低くウェイト付けされており、かつ、のれん償却費 (GWA) は費用として認識されている可能性がある。さらに、NIHIGH \* GWA が正で有意であり、当期純利益 (NI) が相対的に大きい企業とのれん償却費は費用ではなく、資産 (未費消原価) として認識されている可能性を示している。これらの結果から、のれん償却費は、のれんが相対的に大きな企業では費用として認識されているが、当期純利益が相対的に大きな企業では資産 (未費消原価) として認識されている可能性がある。先の仮説3の検証で、のれん償却費が有意でなかったのは、投資者が各企業とのれんや当期純利益の相対的な大きさによってのれん償却費の内容を判断していることによるのかもしれない。

第4表 傾向スコアマッチングの結果

変数	サンプル	IFRS=1 (IFRS 適用会社)				IFRS=0 (日本基準適用会社)					
		N	平均	標準偏差	最小値	最大値	N	平均	標準偏差	最小値	最大値
傾向スコア	全体	432	-1.7185	0.9396	-2.9067	4.6026	3,359	-2.2456	0.7014	-28.6035	6.0556
	マッチング後	422	-1.7913	0.7970	-2.9067	2.3931	422	-1.7943	0.7887	-2.9064	2.3865
PV	全体	432	1.2578	2.0696	0.0065	19.1090	3,359	0.8951	1.4535	0.0028	25.5271
	マッチング後	422	1.1758	1.8568	0.0222	19.1090	422	1.2248	2.1497	0.0073	22.4561
BV	全体	432	0.4462	0.2123	0.0051	1.1806	3,359	0.5277	0.3961	0.0090	19.4831
	マッチング後	422	0.4495	0.2113	0.0051	1.1806	422	0.4278	0.2175	0.0090	1.1708
GW	全体	432	0.0861	0.1204	0.0001	1.0326	3,359	0.0290	0.0567	0.0001	1.1272
	マッチング後	422	0.7637	0.0990	0.0001	0.5991	422	0.0695	0.0999	0.0001	0.6498
NI	全体	432	0.0586	0.0515	0.0012	0.3904	3,359	0.0476	0.0506	0.0001	1.2444
	マッチング後	422	0.0569	0.0496	0.0012	0.3904	422	0.0591	0.0661	0.0009	0.5858

変数の下の数値は推定値、( ) 内はt値を示す。\*\*は両側1%有意、\*は両側5%有意を示す。

第5表 日本基準とIFRSの比較

モデル5	BV	GW	NI	IFRS	IFRS	IFRS * GW	IFRS * NI	切片	調整済R <sup>2</sup>	サンプル数
全体	0.1497 (2.96)**	1.8836 (5.74)**	20.3847 (49.29)**	-0.4010 (-4.95)**	1.3897 (2.59)**	5.5346 (5.19)**	-0.2076 (-6.66)**	0.5586	3,791	
マッチング後	0.0454 (0.16)	0.0400 (0.05)	1.2178 (18.81)**	-0.4028 (-2.80)**	3.4742 (3.43)**	2.4523 (1.37)	-0.1517 (-1.10)	0.5228	844	

変数の下の数値は推定値、( ) 内はt値を示す。\*\*は両側1%有意、\*は両側5%有意を示す。

次に、日本基準適用企業とIFRS任意適用企業との比較を行った。2011-2019年度におけるIFRS任意適用企業でのれん、純資産または当期純利益がゼロまたは負ではないサンプルは432企業年であった。これに対して、2011-2019年度における日本基準適用企業で、のれん、純資産、当期純利益、のれん償却費、のれん償却費控除前利益がゼロまたは負ではないサンプルは3,359企業年であった。この合計3,791企業年の全体サンプルについてモデル5の推定を行った。さらに推定結果の頑強性を高めるため、傾向スコア（複数の共変量を1つにまとめて得点化した変数）を用いてIFRS任意適用企業サンプルと日本基準サンプルのサンプル数を1対1に調整する傾向スコアマッチングも行った。第4表は、分析で用いる独立変数に基づいて傾向スコアマッチングを行った傾向スコアマッチング前後の変数情報を示している。第4表を見ると、マッチング後のサンプルはそれぞれ422企業年（合計844企業年）であり、両サンプルは1対1となり、マッチング後は両サンプルの傾向スコアおよび変数情報がかなり近づいていることがわかる。

第5表は、マッチング前全体サンプルおよびマッチング後サンプルについてモデル5の推定結果を示している。マッチング前全体サンプルとマッチング後サンプルの推定結果はほぼ同じであった。IFRSはIFRS適用ダミー変数（IFRS適用企業=1）であり、IFRS適用ダミー変数とのれんの交差項（IFRS\*GW）は、正で有意であり、IFRS適用企業とのれんの価値関連性は日本基準に比べて高いという仮説6を支持する結果が示された。この結果は、IFRS強制適用時のEU企業および米国におけるSFAS第142号適用時における先行研究と一致している。

なお、IFRS適用ダミー変数と当期純利益の交差項（IFRS\*NI）は、全体サンプルでは正で有意であり、IFRS適用企業の方が当期純利益の価値関連性が高いことが示された。しかしながら、IFRS適用企業の当期純利益には日本基準では適用されていない会計基準が先行適用されており、のれん償却の相違だけを示しているわけではないので、この結果から減損のみアプローチによる当期純利益が優れているとは判断できないと思われる。

## V 結論

本稿では、企業結合会計基準2008年改正以降における日本企業ののれんおよびのれん償却費の価値関連性について実証検証を行った。実証結果の概要は、次の通りである。

のれんの範囲や金額の算定が変更された2011年以降ものれんは資産として市場から評価されているという仮説を支持する結果が得られた。残念ながら、日本基準に基づく当期純利益（のれん償却費控除後利益）の方がのれん償却費控除前利益よりも価値関連性が高いという仮説を支持する結果は得られなかった。また、のれん償却費が費用として認識されているという仮説も、負ののれん発生益が収益として認識されているという仮説も、支持されなかった。ただし、のれん償却費は、のれんのコストが相対的に大きな企業では費用として認識されているが、当期純利益が相対的に大きな企業では資産（未費消原価）として認識されている可能性が示された。全体サンプルでのれん償却費が有意でなかったのは、投資者が各企業ののれんや当期純利益の相対的な大きさによってのれん償却費の内容を判断していることによるのかもしれない。最後に、先行研究と同様に、IFRS 適用企業ののれんの価値関連性は日本基準に比べて高いという仮説が支持された。

これらの結果を見ると、日本基準におけるのれんは資産として評価されているが、のれん償却費については、一律に費用として認識されているのではなく、投資者が各企業ののれんや当期純利益の相対的な大きさによってのれん償却費の内容を費用あるいは資産（未費消原価）として判断している可能性を示している。このことが、日本基準適用企業ののれんの価値関連性よりも、IFRS 適用企業ののれんの価値関連性の方が高いという結果の一因かもしれない。

もし投資者が各企業ののれんや当期純利益の相対的な大きさによってのれん償却費の内容を判断しているのであれば、のれんを償却すべきか否かの議論と平行して、のれん、のれん償却費、のれん減損に関する調整表やのれん

の見積もり根拠や償却期間の設定根拠について、より具体的で詳細な開示を充実することの必要性を感じた。また、企業結合時ののれんに関する将来収益見積もり情報の開示とともに、それ以後の実際の収益実現情報との対比を事後的に確認できるような開示があれば、投資者は各自の判断に基づいて、本稿で検証したようなのれんおよびのれん償却費に関してより正しい判断や評価を行うことができるようになると感じた。本稿の結果は、のれん償却の是非に答えは出せていないが、投資者ののれんに関する意思決定に役立つ開示情報を充実することが、この問題の一つの解決策であることを示唆しているように思われる。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

#### 参考文献

- 石川文子 (2016) 「のれんの会計処理をめぐる近年の動向：償却か非償却か」『静岡大学経済研究』第20巻第4号、221-228頁。
- 企業会計基準委員会 (2014) 「実務対応報告第18号の見直し—米国会計基準（非公開会社）ののれんの代替的処理（償却）の検討—」。
- 企業会計基準委員会 (2019) 「企業会計基準第21号 企業結合に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会 (2020) 「ディスカッション・ペーパー（DP/2020/1）「企業結合—開示、のれん及び減損」に対するコメント」。
- 企業会計審議会 (2003) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 金融庁事務局資料 (2021) 「会計基準を巡る変遷と最近の状況」2021年11月16日企業会計基準審議会総会・第8回会計部会資料。https://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kigyousiryoushou/kaikei/20211116/6-1.pdf
- 西海学 (2002) 「連結会計上の暖簾に対する資本市場の反応」『横浜国際社会科学研究所』第7巻第2号、67-79頁。
- 田原泰雅 (2016) 「日本におけるIFRS任意適用」国際会計研究学会 年報2016年度第1・2合併号、125-133頁。
- 永田京子 (2002) 「連結財務諸表上の『のれん』に対するわが国証券市場の評価」『企業会計』第54巻第2号、114-121頁。
- 永田京子 (2014) 「のれんをめぐる実証研究—最近の展開と課題」『企業会計』第66巻第12号、1784-1790頁。
- 永田京子 (2016) 「のれんをめぐる実証研究の新動向—IFRS 3号及びSFAS 142号における論点を中心として（特集のれんの会計をめぐる諸問題）」『証券アナリストジャーナル』第54巻第5号、26-34頁。



- 宮宇地俊岳 (2019) 「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会 年報』2019年度第1・2合併号、29-44頁。
- 山地範明 (2008) 「連結のれんと連結のれん償却費の価値関連性に関する実証研究」『ビジネス&アカウンティングレビュー』3号、39-50頁。
- Aharony, J., R. Barniv and H. Falk (2010), “The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Equity Valuation of Accounting Numbers for Security Investors in the EU,” *European Accounting Review*, Vol. 19, No. 3, pp. 535-578.
- Ahmed, A. S. and L. Guler (2007), “Evidence on the effects of SFAS 142 on the reliability of goodwill write-offs,” Working Paper, available at <https://ssrn.com/abstract=989056>.
- AICPA (1970), APB Opinion No. 16, *Business Combinations*, August. 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1978) 『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会。
- AICPA (1970), APB Opinion No. 17, *Intangible Assets*, August. 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1978) 『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会。
- Al Jifri, K. and D. Citron (2009), “The Value-Relevance of Financial Statement Recognition versus Note Disclosure: Evidence from Goodwill Accounting,” *European Accounting Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 123-140.
- Barth, M. E. and G. Clinch (1996), “International Accounting Differences and Their Relation to Share Prices: Evidence from U.K., Australian, and Canadian Firms,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 13, No. 1, pp. 135-170.
- Boemmen, S. and M. Glaum (2014), “Goodwill Accounting: A Review of the literature,” Working Paper, available at <https://ssrn.com/abstract=2462516>.
- Dahmash, F. N., R. B. Durand and J. Watson (2009), “The Value Relevance and Reliability of Reported Goodwill and Identifiable Intangible Assets,” *The British Accounting Review*, Vol. 41, No. 2, pp. 120-137.
- EFRAG, ASBJ, OIC (2014), Discussion Paper, *Should Goodwill Still Not Be Amortized?, Accounting and Discloser For Goodwill*, July. 企業会計基準委員会、EFRAG、OIC (2014) 「のれんはなお償却しなくてよいか のれんの会計処理及び開示 (仮訳)」。
- EFRAG, ASBJ, OIC (2015), FEEDBACK STATEMENT, *Response to the Discussion Paper, Should Goodwill Still Not Be Amortized?, Accounting and Discloser For Goodwill*, February.
- FASB (2001), SFAS No. 141, *Business Combinations*, June.
- FASB (2001), SFAS No. 142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, June.
- Henning, S. L., B. L. Lewis and W. H. Shaw (2000), “Valuation of the Components of Purchased Goodwill,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 38, No. 2, pp. 375-386.
- Horton, J. and G. Serafeim (2010), “Market Reaction to and Valuation of IFRS Reconciliation Adjustments: First Evidence from the UK,” *Review of Accounting Studies*, Vol. 15, No. 4, pp. 725-751.
- IASB (2004), IFRS 3, *Business Combinations*, March. 財務会計基準機構訳『国際財務報告

- 基準書 (IFRSS®) 2007』(レクシスネクシス・ジャパン, 2007年)。
- IASB (2014), Post-implementation Review: *IFRS 3 Business Combinations, Request for Information*, January.
- IASB (2015), Post-implementation Review: *IFRS 3 Business Combinations, Report and Feedback Statement*, June.
- IASB (2020), IFRS Standards Discussion Paper DP/2020/1, *Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment*, March. IFRS 財団訳 (2020) 「IFRS 基準ディスカッション・ペーパー (DP/2020/1) 企業結合—開示、のれん及び減損」。
- IASC (1983), IAS 22, *Accounting for Business Combinations*, November.
- Jennings, R., J. Robinson, R. B. Thompson II and L. Duvall (1996), “The Relation between Accounting Goodwill Numbers and Equity Values,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol. 23, No. 4, pp. 513-533.
- Jennings, R., M. LeClere and R. B. Thompson II (2001), “Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings,” *Financial Analysts Journal and Accounting*, Vol. 57, pp. 20-28.
- McCarthy, M. G. and D. K. Schneider (1995), “Market Perception of Goodwill: Some Empirical Evidence,” *Accounting Business Research*, Vol. 26, No. 1, pp. 69-81.
- Moehrle, S. R., J. A. Reynolds-Moehrle and J. S. Wallace (2001), “How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization?” *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 3, pp. 243-255.
- Oliveira L., L. L. Rodrigues and R. Craig (2010), “Intangible assets and value relevance: Evidence from the Portuguese stock exchange,” *The British Accounting Review*, Vol. 42, No. 4, pp. 241-252.